

広島市成年後見制度手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の相談窓口)

第2条 審判請求に係る相談窓口及び事務手続は、区役所厚生部地域支えあい課において担任するものとする。

(審判請求の要件)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考察して、行うものとする。

- (1) 審判の対象者（以下「本人」という。）の判断能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否及びそれらの者による本人保護の可能性
- (3) 三親等又は四親等の親族であって、その存在が明らかである者（以下前号及び本号に掲げるものを「親族等」という。）による本人保護の可能性
- (4) 本人又は親族等が審判請求を行う意思の有無
- (5) 市又は関係機関が行う高齢者、知的障害者又は精神障害者の福祉に係る制度の利用の可能性及び当該制度を利用した場合における本人保護の効果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審判請求の必要性。

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用に係る手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判費用)

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、審判費用を負担する。

2 市長は、前項の費用を関係人（本人を含む。）に求償するため、家庭裁判所に対して、法第29条第1項に規定による審判費用の負担の裁判を促す申立を行うものとする。ただし、当該費用を回収する見込みがない場合においては、この限りでない。

(親族等への情報提供)

第6条 市長は、第3条第4号に掲げる親族等の意思の確認をするときは、必要に応じて、本人の状況等の情報を必要な範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供を行う場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。